

指名停止措置情報

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11 ~ R7.7.18 (10週間 +1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、国土交通省等が発注し、当該業者が受注した工事において、契約図書で新規骨材によるアスファルト合材の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに再生骨材を含むアスファルト合材を使用して、契約と異なるアスファルト合材を使用して工事を施工したため。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ~ R7.7.10 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、国土交通省等が発注し、当該業者が受注した工事において、契約図書で新規骨材によるアスファルト合材の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに再生骨材を含むアスファルト合材を使用して、契約と異なるアスファルト合材を使用して工事を施工したため。